

**米子市地域活動支援センター運営事業補助対象事業者
公募型プロポーザル 質問への回答**

番号	質問内容	回答
1	<p>実施要領1 ページ 2 (3) 補助対象期間が3年となっているが、期限付き事業か、3年後の事業継続も念頭に置いておられるか。</p>	<p>今回のプロポーザルにより選定された事業者による補助対象期間です。</p>
2	<p>補助基準2 ページ 5 (2) 選定決定後の整備で可能か。</p>	<p>選定後に整備される場合は、事業計画書のなかで、設備の整備計画を示してください。</p>
3	<p>補助基準3 ページ 6 (2) 概ね10人以上の利用人数の中で、その半数以上はセンターのみの登録者になるよう努めるということか。仮にその対応が困難であった場合の利用人数について、自立支援給付に基づく事業所ではない事業所の場合も考慮されるのか。</p>	<p>当該基準は、自立支援給付に基づく事業所を併設している場合に適用されるものです。</p>
4	<p>補助基準3 ページ 6 (3) イベント(行事)以外のセンターのプログラムへ地域住民(障がい者等を含む)の参加希望があった場合は、登録が必須となるか、あるいは、登録を促す必要があるか。あるいは、登録をしない者がセンターを利用する内容については、イベントとみなし、登録者以外の参加者として別に集計するのか。</p>	<p>補助基準6(3)及び7に記載しているように、地域活動支援センターの利用対象者は、西部圏域に居住する障がい者等で、利用者は利用者登録が必要です。 利用対象者以外の人を登録することはできません。 一方で、イベント等には恒常的な利用者ではない、登録者以外の方やご家族、市民の参加も見込まれることから、参加者を別に集計することとしたものです。</p>
5	<p>居場所のあり方について センターに何人かの方から問い合わせの連絡があり、何時に来てもいいか、本を読む場所・眠っていい場所はあるか等の質問を受けたが、ただ御自分の居場所を変える、あとはその空間で自由に過ごせる(問い合わせの中には冷暖房もあるし、お茶も飲めるし家にいるよりいいのでというものもありました)というだけの空間使用的なものも「居場所」になるのでしょうか。</p>	<p>補助基準2(1)及び(2)で、地域活動支援センターの機能と具体的な役割を示しています。 センターを利用しようとする動機は様々であり、センターの機能と役割を踏まえた支援や活動を通じて、利用者にとってセンターが「居場所」になることが重要だと考えます。</p>